

事後評価の実施方法について

1 事後評価の実施時期

施設整備事業については、一般的に3年を事業実施期間としていたことから、中期計画において3年目に事後評価を行うこととしている。

一方、費用対効果分析の対象範囲を順次拡大していく方針の下で、牛舎等の施設整備に併せ畜産経営改善等を図る事業など5年を実施期間とする事業をも対象とすることとしている。これらの事後評価の実施方法については、平成18年6月の当委員会の議論を踏まえ、施設設置後3年を経過した時点で中間点での評価を行うこととしているところである。

2 独立行政法人の業務の実績に関する評価の考え方

中期計画において、「3年を経過した年に、事後評価を行うこととし、事業を実施した効用が費用を上回る件数の全件数に占める割合を90%以上にする。」とされている。

これらの事業には、施設設置後5年後に効果が費用を上回る計画とされているものも含まれることから、全ての事業につき、3年目において事後評価を行うものの、独立行政法人の業務の実績に関する評価においては、5年を目標年としている事業を除いて評価することとしたい。

(施設整備事業のうち、母牛の増頭等を段階的に行い、徐々に経営に反映される事業については、5年を目標期間として設定。)

3 平成22年度事後評価の対象施設

平成22年度においては、平成18年度に終了した以下の施設整備事業について事後評価を行うこととしており、事後評価結果については、その内容を取りまとめた上、本委員会に諮ることとする。

【平成22年度に事後評価を行う事業】

部 門	事 業 名 (施設件数)
畜産関係	食肉流通合理化総合対策事業 (16施設)
	畜産環境緊急特別対策事業 (3施設)
	地域肉用牛振興対策事業 (41施設)
	低コスト肉用牛生産特別対策事業 (7施設)
合 計	67施設